

加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）

ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」

令和5年3月

加 須 市

はじめに

「ゼロカーボン」「カーボンニュートラル」「カーボンネガティブ」など様々に表現されている地球温暖化防止のための温室効果ガスの排出量削減問題。地球温暖化による気候変動で、南極やグリーンランドの氷が解けたり、海面が上昇したり、局地な豪雨や大規模な洪水が起こったり、記録的な熱波が来たりなど、地球環境は危機に瀕しているといわれています。



地球の未来を救うための温暖化防止対策 = カーボンニュートラルは、今や、国際社会共通の喫緊の課題となっています。

我が国でも、2020年、気候非常事態を宣言し、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」というカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明しました。

加須市でも、「第2次加須市総合振興計画」や「第2次加須市環境基本計画」に、地球温暖化防止と低炭素社会を目指すことを位置付け、また、「加須市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し具体的な取組を始めています。

そうした中で、このたび、私たち市民が暮らしの中でカーボンニュートラルを実現していくために何にどう取り組んでいったらよいのか、具体的な施策や取組等とりまとめました。それが、この「加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」です。

この計画は、「第2次加須市総合振興計画」の第4章、第3節の「地球にやさしいまちをつくる」の第1項「地球温暖化への対応」を基本としています。

また、「第2次加須市環境基本計画」の「地球にやさしいまちをつくる」ための施策や「地球温暖化への対応」のための具体的な施策、さらには「国・地方脱炭素実現会議」等で示された「ゼロカーボンアクション30」なども取り込んでいます。

今後、この計画に沿って、自分たちの生活がどう変わっていくのか、どう変えていけばよいのか、常に意識しながら、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、「安全」「安心」「希望の未来」に向けて市全体で取り組んでいければ幸いです。

結びに、この計画の策定に当たり、ご審議いただきました環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民や事業者の皆様、心から感謝申し上げますとともに、今後、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

加須市長 **角田守良**

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	背景	1
(1)	世界の動き・国の動き	1
(2)	地球温暖化対策の推進に関する法律の改正	2
(3)	地方公共団体に求められるもの	2
第2節	計画の目的・位置づけ	3
(1)	計画の目的	3
(2)	計画の位置づけ	3
(3)	促進区域	3
(4)	計画の期間	4
第2章	加須市の現状と課題	5
第1節	エネルギー需要量の現状	5
(1)	部門別燃料需要量の推移	6
(2)	部門別電力需要量の推移	7
第2節	二酸化炭素排出量の現状	8
(1)	部門別燃料による二酸化炭素排出量の推移	9
(2)	部門別電力による二酸化炭素排出量の推移	10
第3節	課題	11
(1)	地球にやさしいまちづくりの取組	11
(2)	再生可能エネルギーの導入	11
第3章	脱炭素社会の実現に向けた取組	13
第1節	基本理念	13
第2節	基本方針	13
第3節	目標	14
第4節	施策体系	15
第5節	SDGsとの関連性	16
第6節	基本施策	17
第7節	具体的な取組	18
第4章	計画の推進	34
第1節	計画の管理	34

資料編	35
（１）温室効果ガス（GHG）排出量の推移	36
（２）業種別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移	37
（３）輸送手段別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移	40
（４）分野別非エネルギー起源温室効果ガス排出量の推移	43
（５）ゼロカーボンアクション30	44
（６）加須市環境基本条例	50
（７）加須市環境審議会規則	57
（８）加須市地球温暖化防止実行計画推進委員会	58
（９）用語解説	60

第1章 計画の基本的事項

第1節 背景

(1) 世界の動き・国の動き

地球温暖化を要因とする影響は、海面上昇や海の酸性化、またハリケーンや洪水等、未曾有の被害をもたらす、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されています。

(世界の動き)

2015年(平成27年)12月に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書に代わる2020年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する。」という世界共通の目標を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。

2018年(平成30年)に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)1.5℃特別報告書では、世界の平均気温は、産業革命前よりすでに約1℃上昇しており、このまま温暖化が進めば、早ければ、2030年に1.5℃上昇に達する可能性が高いとしています。また、気温が2℃上昇すると、1.5℃上昇した場合と比べて、洪水や豪雨などのリスクが高まり、気温災害、生態系など多様な分野で悪影響が増大するとされています。

(国の動き)

現在の地球温暖化の状況を鑑み、国では「もはや地球温暖化は気候変動の域を越えて気候危機の状況に立ち入っている」との認識を世界と共有し、この危機を克服すべく一日も早い脱炭素社会の実現に向け、国を挙げての取組を実践していく気候非常事態宣言(第二〇三回国会、決議第一号 2020年11月19日)を国会の総意として宣言しました。

また、2020年(令和2年)10月、当時の内閣総理大臣が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル*・脱炭素社会」の実現を目指す所信表明を発表し、2021年(令和3年)4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として2030年度に温室効果ガスを2013年度(平成25年度)から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

※カーボンニュートラル

(温室効果ガスの排出量から森林等が吸収する量を差し引いて実質的な排出量がゼロになること。)

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

2021年（令和3年）5月26日に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下改正温対法という。）では、温室効果ガス排出削減や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進について、地方公共団体実行計画（区域施策編）において定めるものとされています。

改正温対法では、再生可能エネルギーを利用した脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備、及び脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、環境保全や経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものを「地域脱炭素化促進事業」として定義しています。事業範囲としては、太陽光等による再生可能エネルギー発電施設を「地域脱炭素化促進施設」、脱炭素化の取組の例としては、再生可能エネルギーにより発電された電力の供給、EV（電気自動車）充電施設の整備等を挙げており、これらについて、環境保全や経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めるよう努めることとされています。

(3) 地方公共団体に求められるもの

2021年（令和3年）9月7日に行われた環境省の「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」において、地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項が示されました。

1. PDCA サイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行
2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進

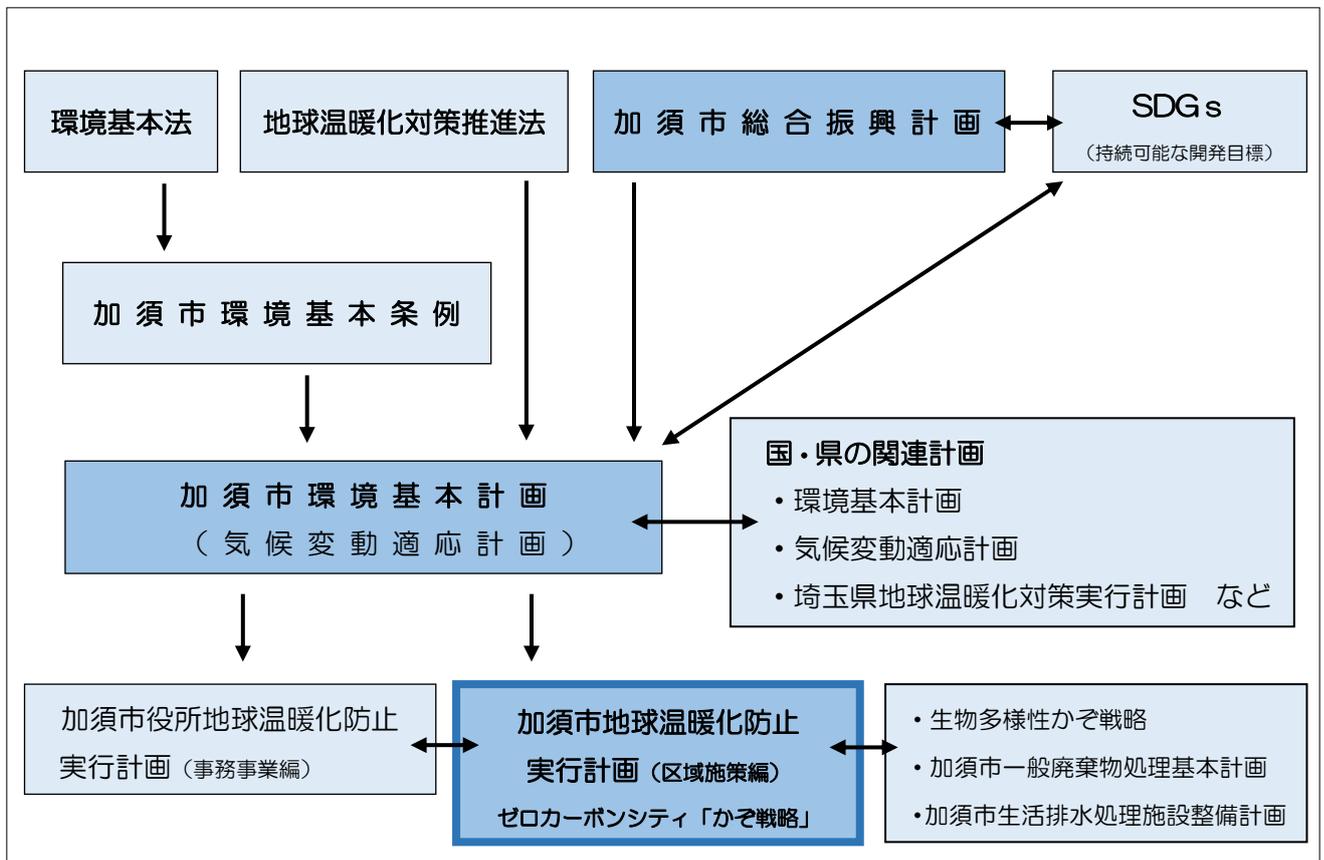
都道府県及び市町村は、相互に連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推進する。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭素化促進事業を促進し得るエリア（以下「促進区域」という。）や、当該事業に求める地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取り組み等を地方公共団体実行計画区域施策編に位置付けるよう努め、地域に貢献する再生可能エネルギーを推進する。

第2節 計画の目的・位置づけ

(1) 計画の目的

市では、地球温暖化防止のため、一人ひとりの将来に対する責任と行動の率先実行を進めるよう、地球温暖化対策推進法を根拠として二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーの導入等の取組事項を定める「加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定し、各種施策による対策を講じながら脱炭素社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ



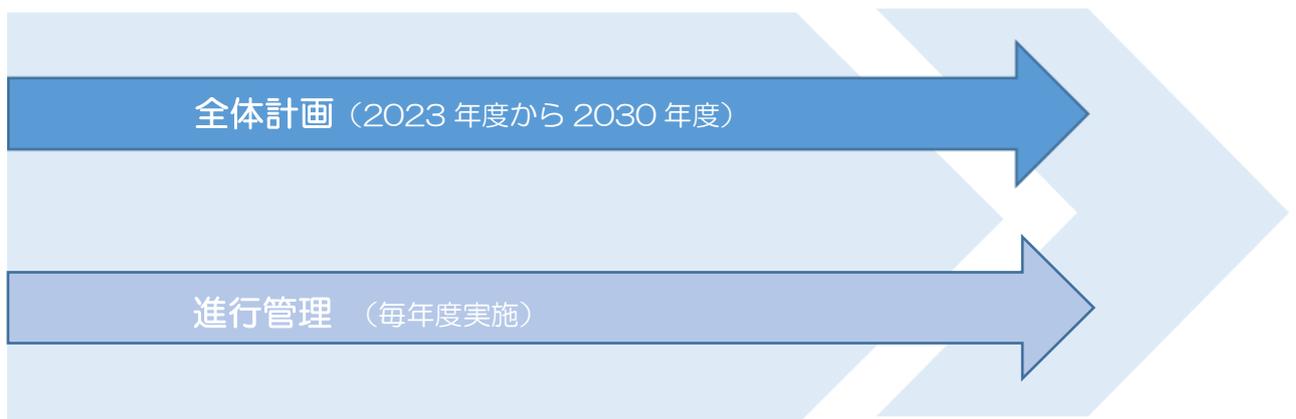
(3) 促進区域

再生可能エネルギーによる脱炭素化施設を整備する取り組みを促進するエリアについて、市全域を「促進区域」として位置づけ、その取り組みにあっては、国・県の基準を遵守し、環境配慮、社会的配慮を考慮しながら、地域住民、関係各機関との調整・協議をまとめてから事業着手とするよう進めていきます。

(4) 計画の期間

本計画の全体計画期間は、2023年度(令和5年度)から2030年度(令和12年度)までの8年間とします。計画期間においては、国の動向と施策を注視しながら本市を取り巻く社会・経済状況等を踏まえた進行管理を行います。また、環境や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

●計画の期間



第2章 加須市の現状と課題

第1節 エネルギー需要量の現状

本市のエネルギー需要量について、2022年（令和4年）3月埼玉県環境科学国際センターが作成した「2021年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2019年度算定値）」からデータを抽出し、次頁以降に（1）部門別燃料需要量の推移、（2）部門別電力需要量の推移を示しました。

燃料では、2013年度（平成25年度）から2019年度（令和元年度）までの推移で、車両関係の運輸部門が1番多く、次いで工場等の産業部門、各世帯の家庭部門、生活に密着した光熱水等の業務その他部門の順となっており、経年での順位変動はありません。

また、電力の需要量推移では、2018年度（平成30年度）を除き、産業部門が1番多く、次いで業務その他部門、家庭部門、運輸部門の順となっています。2018年度（平成30年度）では、産業部門に次いで家庭部門、業務その他部門、運輸部門の順となっています。

説明

（燃料）

- 固体燃料（石炭、木炭等）液体燃料（石油等）気体燃料（LNG・天然ガス等）
- また、過去の生物に由来する石炭・石油、LNG等は化石燃料、植物から得られる木炭等は、植物性燃料に分類されます。

（電力）

- 化石燃料由来 石炭（32%程度）＋石油（7%程度）＋LNG（37%程度）
- 非化石燃料由来 再生可能エネルギー（18%程度）＋原子力（6%程度）

（ ）国の2019年度電源構成比

（部門）

- 産業、業務その他、家庭、運輸の4区分となります。

産業部門 農林水産業、鉱業、建設業、製造業の4業種

業務その他部門 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食・サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術・業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスの12業種

家庭部門 市内の世帯

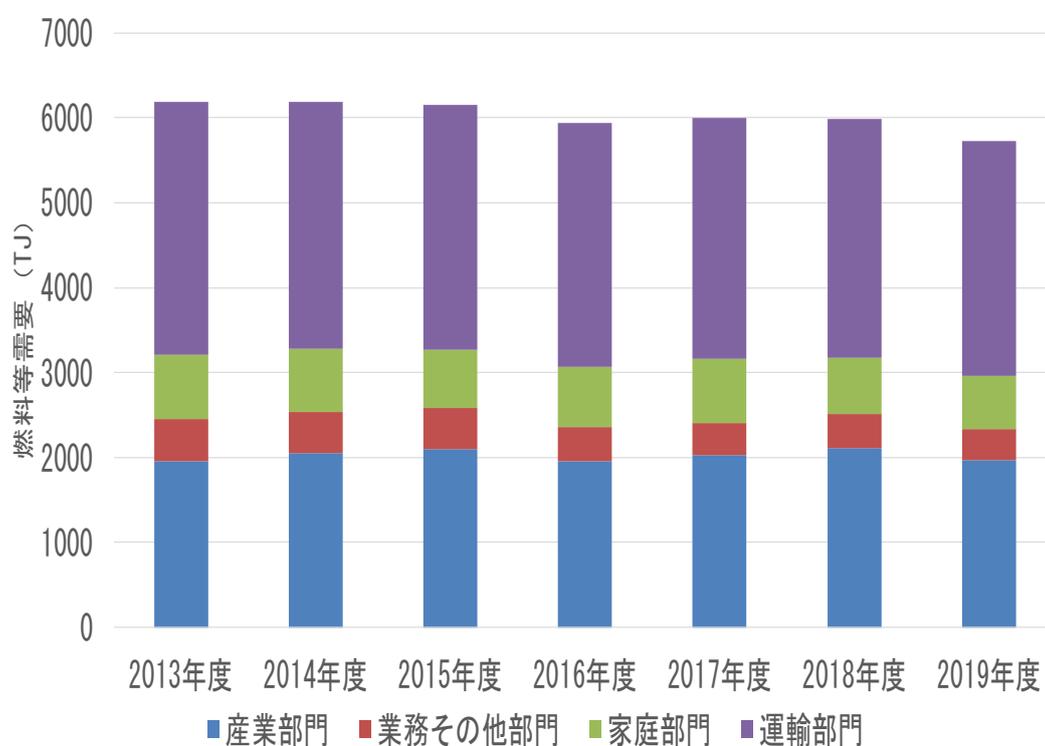
運輸部門 乗用車、バス、二輪車、トラック、旅客鉄道、貨物鉄道の6区分

(1) 部門別燃料需要量の推移

※端数繰り上げ処理により表内の数値と合計が整合しないことがあります。

単位 TJ (テラジュール)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産業部門	1954.757	2047.077	2092.048	1956.770	2031.297	2111.368	1965.767
業務その他部門	499.784	489.673	489.513	402.970	371.136	401.366	364.454
家庭部門	752.648	745.332	680.511	703.343	753.164	657.321	634.427
運輸部門	2984.161	2909.583	2886.158	2871.976	2840.760	2813.411	2758.801
合計	6191.350	6191.666	6148.229	5935.059	5996.357	5983.466	5723.450

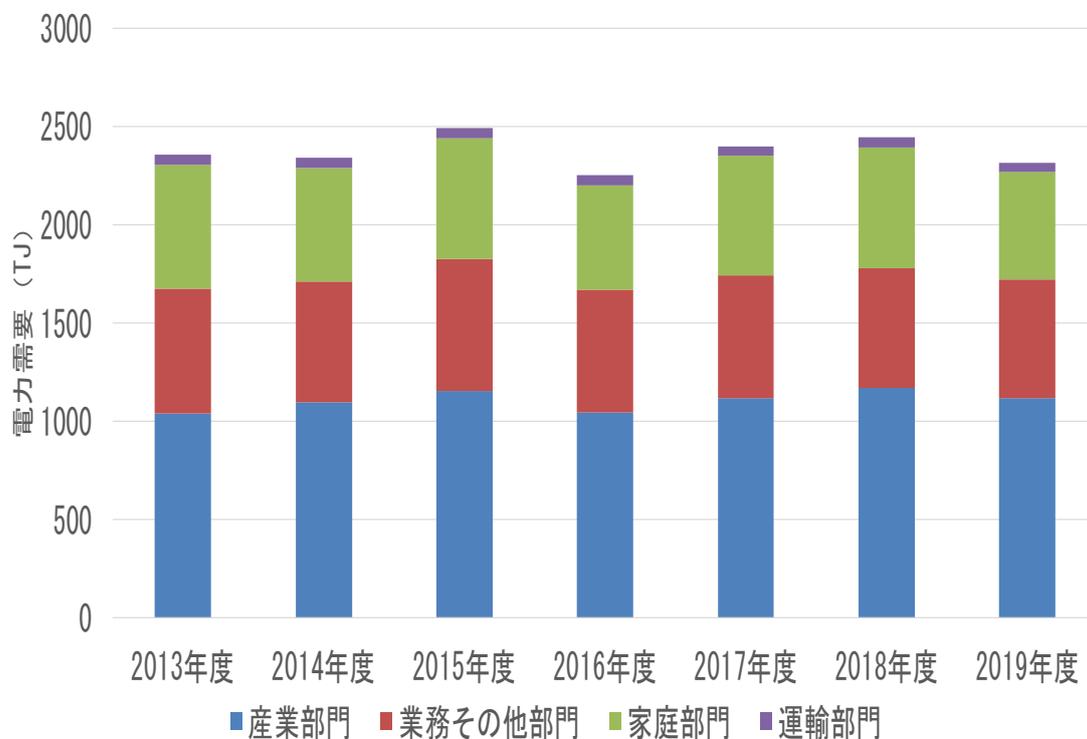


(2) 部門別電力需要量の推移

※端数繰り上げ処理により表内の数値と合計が整合しないことがあります。

単位 TJ (テラジュール)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産業部門	1039.544	1097.507	1157.530	1047.192	1116.474	1170.634	1116.683
業務その他部門	634.942	615.997	670.322	622.974	626.504	609.378	606.158
家庭部門	630.563	577.979	615.384	532.842	607.936	617.231	544.827
運輸部門	52.567	51.476	50.885	50.330	50.024	48.928	48.781
合計	2357.616	2342.959	2494.122	2253.338	2400.937	2446.170	2316.449



第2節 二酸化炭素排出量の現状

本市における二酸化炭素排出量について、2022年（令和4年）3月埼玉県環境科学国際センターが作成した「2021年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2019年度算定値）」からデータを抽出し、次頁以降に（1）部門別燃料による二酸化炭素排出量の推移、（2）部門別電力による二酸化炭素排出量の推移を示しました。

燃料による二酸化炭素の排出量は、2013年度（平成25年度）から2019年度（令和元年度）までの推移において、先に示した需要量と比例して1番多いのは、運輸部門、次いで工場等の産業部門、各世帯の家庭部門、業務その他部門の順となっており、需要量の推移と同じく経年での順位変動はありません。

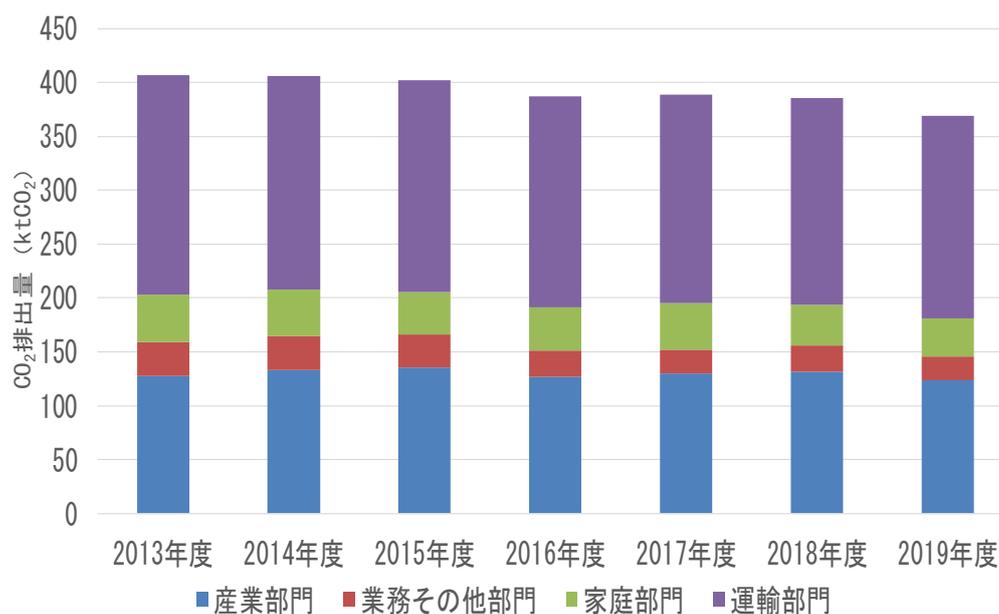
また、電力による二酸化炭素排出量の推移においても需要量推移と比例して、2018年度（平成30年度）を除き、産業部門が1番多く、次いで業務その他部門、家庭部門、運輸部門の順となっています。2018年度（平成30年度）では、産業部門に次いで家庭部門、業務その他部門、運輸部門の順となっています。

(1) 部門別燃料による二酸化炭素排出量の推移

※端数繰り上げ処理により表内の数値と合計が整合しないことがあります。

単位：kt-CO₂

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産業部門	127.342	133.073	135.764	126.814	129.684	131.558	123.391
業務その他部門	31.800	31.085	30.297	24.313	22.375	24.446	22.249
家庭部門	43.688	43.248	39.081	40.471	43.463	37.563	35.745
運輸部門	203.727	198.488	196.759	195.650	193.448	191.591	187.933
合計	406.557	405.895	401.901	387.248	388.970	385.158	369.318

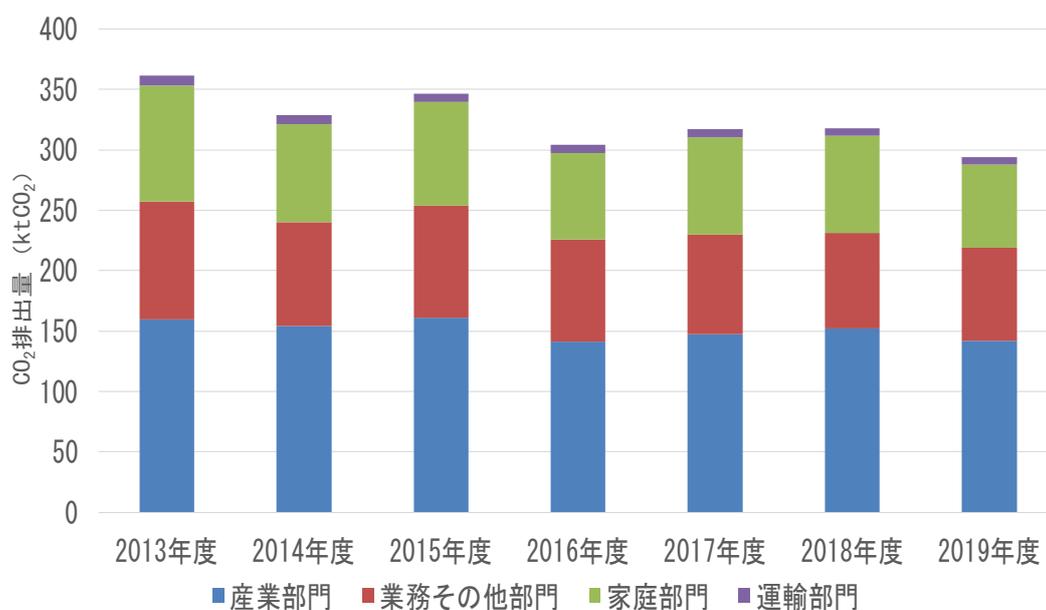


(2) 部門別電力による二酸化炭素排出量の推移

※端数繰り上げ処理により表内の数値と合計が整合しないことがあります。

単位：kt-CO₂

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
産業部門	159.397	153.956	160.768	141.371	147.313	152.182	141.757
業務その他部門	97.358	86.411	93.100	84.102	82.664	79.219	76.948
家庭部門	96.686	81.078	85.470	71.934	80.214	80.240	69.163
運輸部門	7.742	7.305	7.073	6.826	6.541	5.997	5.794
合計	361.183	328.749	346.411	304.232	316.731	317.638	293.662



第3節 課題

本市におけるエネルギー需要量の推移と二酸化炭素排出量の推移から確認できるとおり、燃料の使用による経済活動、また、石炭・石油等に由来する電力への依存が二酸化炭素の排出量に直結しています。つまり、二酸化炭素の排出量増加は、石炭・石油等の化石燃料に依存していることが要因であり、そのことが地球温暖化の本質的な問題となっています。

市では、このような現状の対策として、地球温暖化対策推進法に準拠する地方公共団体に求められるものに沿って、「地球にやさしいまちづくりの取組」と「再生可能エネルギーの導入」を課題とします。

その解決のために次の章で基本方針を定め、各施策に取り組みます。

(1) 地球にやさしいまちづくりの取組

省資源・省エネルギー対策の推進として、持続可能な地域経済・社会の発展に資する取組としながら、市民の日常生活や経済に密接に関わる電気、ガス等のエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出削減を促進するため、市民や事業者、関係各機関等との連携・協働のもとで実行する適切な対策が重要となります。

(2) 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーの導入が必要とされる理由は、国の「第6次エネルギー基本計画」の2030年度エネルギーミックス（電源構成）による電力排出係数^{*}の改善にあります。

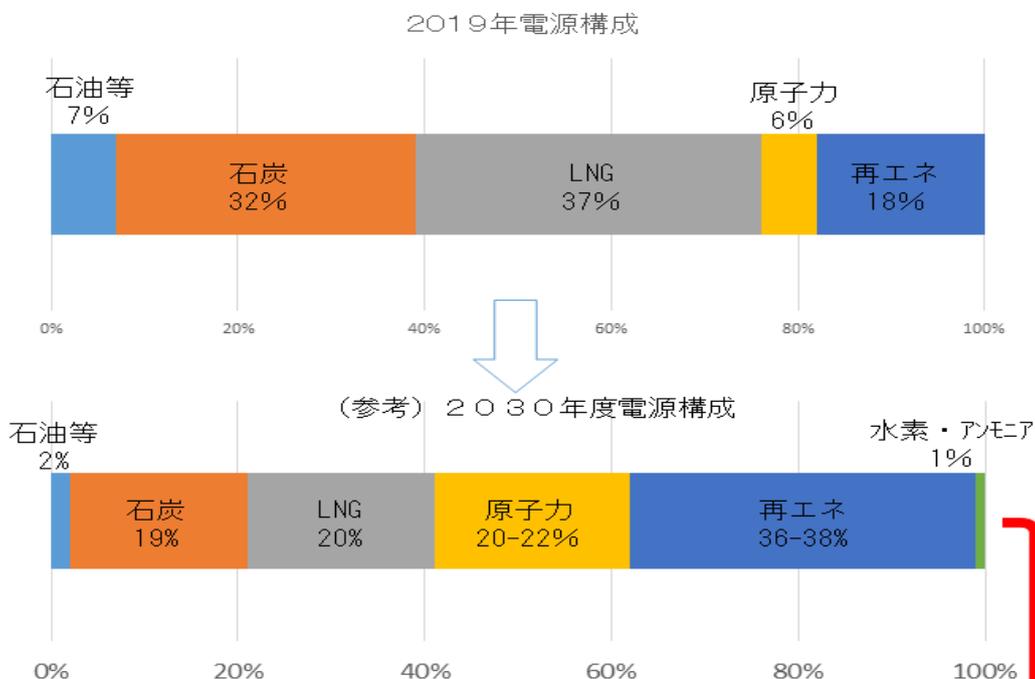
次頁の資料に示すとおり、2030年度の電源構成比は、石油、石炭、LNGが減少され、電力排出係数は、2013年度の0.552から2030年度目標で0.25への改善を想定しています。二酸化炭素を排出する化石燃料の構成比を少なくすることで、電力排出係数は小さくなり、算出される二酸化炭素排出量は減少されることになります。

そのためには、2030年度の再生可能エネルギーによる電源構成比36～38%の実現が必要不可欠となりますので、このことから再生可能エネルギーの導入が重要な課題となっています。

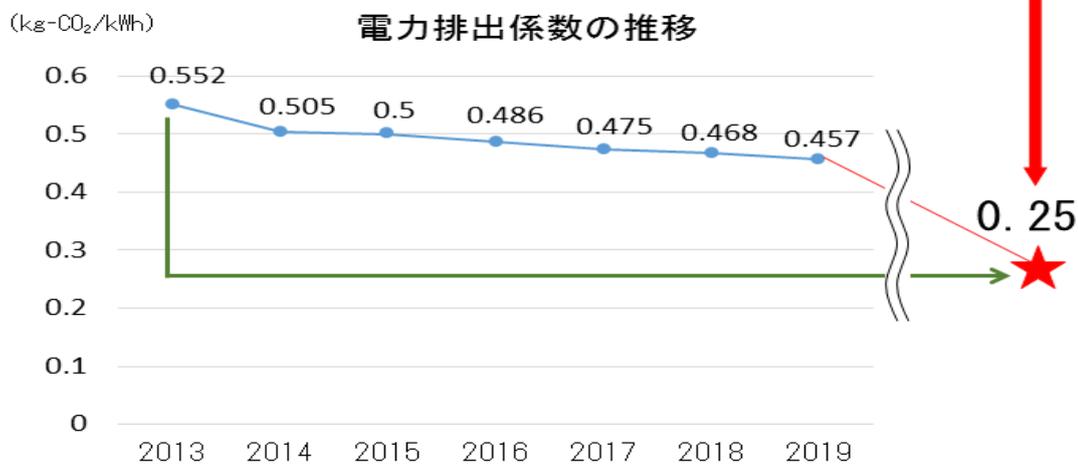
※電力排出係数

(二酸化炭素排出量の算定式に用いる係数のこと 電力使用量に排出係数を乗じて得た数量が二酸化炭素排出量)

2030 年度におけるエネルギー需給の見通し



(出典) 資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」から作成



基準年度 (出典) 資源エネルギー庁「都道府県エネルギー消費統計」から作成

2030
目標年度

電力排出係数の改善
(0.552→0.25)

第3章 脱炭素社会の実現に向けた取組

第1節 基本理念

地球にやさしいまちをつくる

～脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向けて～

第2節 基本方針

- I 市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量削減を推進する。

- II 再生可能エネルギーの最大限活用を促進する。

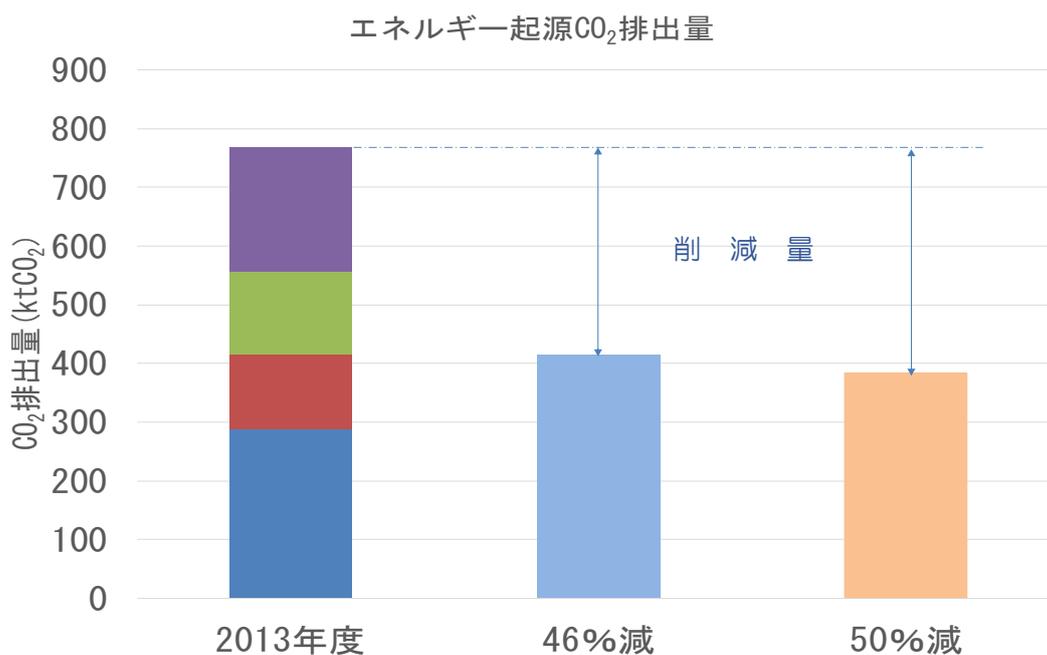
第3節 目標

2022年（令和4年）3月に埼玉県環境科学国際センターが作成した「2021年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2019年度算定値）」を基に、本市が目指すべき2030年度（令和12年度）の削減目標を国の46%に準じた場合、排出される二酸化炭素量は下の表のとおりです。また、更なる高みを目指し50%の削減目標へ挑戦を続ける目標値も示しました。

※端数繰り上げ処理により表内の数値と合計が整合しないことがあります。

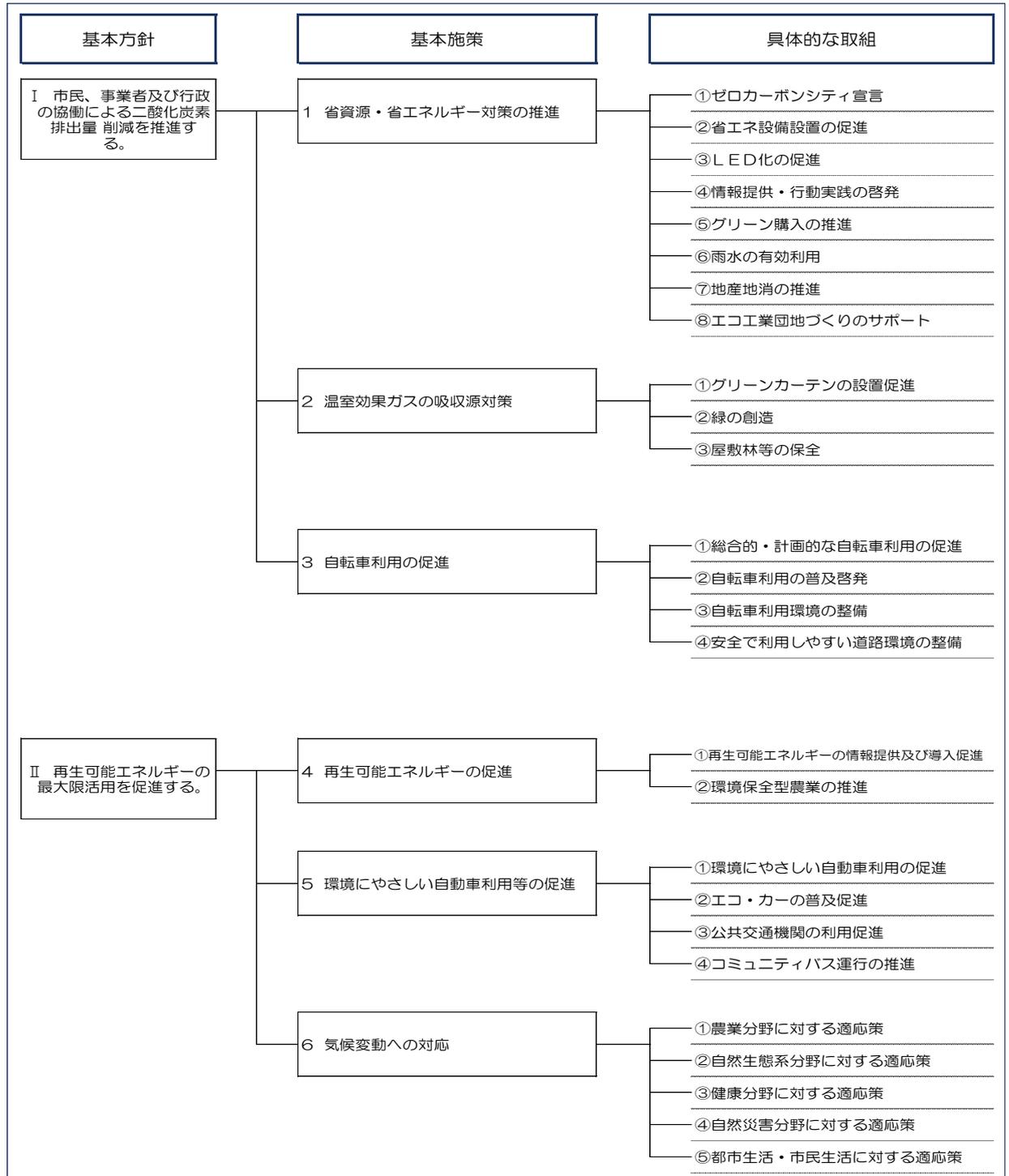
単位：kt-CO₂

	2013年度	2030年度	
		46%減	50%減
■ 産業部門	286.739	-	-
■ 業務その他部門	129.157	-	-
■ 家庭部門	140.374	-	-
■ 運輸部門	211.469	-	-
合計	767.740	414.579	383.870



第4節 施策体系

基本理念 地球にやさしいまちをつくる ～脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向けて～



第5節 SDGs との関連性

1 省資源・省エネルギー対策の推進



2 温室効果ガスの吸収源対策



3 自転車利用の促進



4 再生可能エネルギーの促進



5 環境にやさしい自動車利用等の促進



6 気候変動への対応



第6節 基本施策

基本方針Ⅰ 市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量削減を推進する。

施策1 省資源・省エネルギー対策の推進

資源循環、省エネ行動の徹底により二酸化炭素排出量の削減を図る。

施策2 温室効果ガスの吸収源対策

二酸化炭素の吸収源として、グリーンインフラ（緑地の保全や市街地の緑化）を推進する。

施策3 自転車利用の促進

二酸化炭素を排出せず健康増進にもよい自転車の普及により地球温暖化防止につなげる。

基本方針Ⅱ 再生可能エネルギーの最大限活用を促進する。

施策4 再生可能エネルギーの促進

民間力を活用した再生可能エネルギーによる発電システム等の導入拡大を図る。

施策5 環境にやさしい自動車利用等の促進

再生可能エネルギー利用によるゼロカーボンドライブ（再エネ×EV 等）を促進する。

施策6 気候変動への対応

再生可能エネルギーの活用により、地球温暖化に伴う気候変動の被害防止・軽減を図る。

第7節 具体的な取組

基本方針Ⅰ 市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量削減を推進する。

施策1 省資源・省エネルギー対策の推進

資源循環、省エネ行動の徹底により二酸化炭素排出量の削減を図る。

①ゼロカーボンシティ宣言

すべての市民と事業者が協働して地球温暖化防止対策を進め、脱炭素社会を目指す契機となるよう、ゼロカーボンシティを宣言します。

宣言文

～地球にやさしいまちをつくる～

加須市 ゼロカーボンシティ宣言

二酸化炭素を主とする温室効果ガスの排出量の増加は、地球温暖化を進行させ、環境問題はもとより異常気象による大規模な災害を多発させるなどの様々な弊害を顕在化させています。

地球温暖化を防止することは、全世界的な課題であると同時に、私たちの暮らす地域にとって大きな課題でもあります。

そこで加須市は、この課題を市民や事業者の皆様とともに共有し、一人ひとりが将来に対する責任を自覚しながら、地球にやさしいまちをつくるための取組を推進することにより、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、ここに「ゼロカーボンシティ」を宣言します。

- 一 市民、事業者及び行政の協働による二酸化炭素排出量削減を推進します。
- 一 再生可能エネルギーの最大限活用を促進します。

②省エネ設備設置の促進

循環型社会の構築のため、脱炭素につながる新たな製品等、省エネ設備の設置に係る国・県等の補助制度活用周知により省エネ設備の普及促進を図ります。

○再エネ電気への切り替え

自宅への自家消費型太陽光等発電を設置することが難しい状況でも、再生可能エネルギーの普及に貢献できます。

○省エネ家電の導入

省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫等の利用、買い替えにより電気代の節約や健康、快適な住環境が作られます。

- ・エアコンの新機能や扇風機・サーキュレーターとの組み合わせにより快適性・利便性の向上につながります。
- ・冷蔵庫の新機能（鮮度保持や収納力向上）により計画性のある買い物による節約や、過食、飽食の抑制、暴飲暴食の回避による健康維持につながります。

○消費エネルギーの見える化

スマートメーター（HEMS Home Energy Management System）の導入により、電気使用量がデータ化され、光熱費の節約や省エネをゲーム感覚で楽しみながらできます。

- ・30分単位で電気使用量の測定が可能です。
- ・通信機能を有しているので使用量をデータで取得できます。

③LED化の促進

消費電力の削減や温室効果ガスの排出を抑制するため、照明灯のLED化を促進します。

○省エネ照明器具の導入

- ・電気代の節約ができます。
- ・新機能により外出先からも遠隔操作で電源のスイッチオフが可能になります。
- ・漏電による火災等の事故防止につながります。

④情報提供・行動実践の啓発

地球環境問題について関心を持ち理解を深めるため、エコライフDAYチェックシートの活用や節電コンテスト等を推進するほか、省資源・省エネルギーの取組など、一人ひとりが取り組める地球温暖化防止活動に関する情報の提供や行動の実践の啓発を図ります。

○節電、節水

- ・光熱費や水道費が節約できます。
- ・テレビや照明、冷暖房機器など使用しない不要な時はスイッチオフで節電できます。

○マイバック、マイボトル、マイ箸、マイストロー等の使用

- ・家庭ごみの減量が図られます。
- ・自分の好きなおしゃれなバックや容器を楽しめます。

○フリーマーケット、シェアリング、サブスクリプション等の活用

- ・必要なものを安く手に入れることができ、購入・維持費が節約できます。
- ・自分には不要な物でも必要とする他の人に使ってもらうことでゴミの削減や収入にもなります。

○クールビズ・ウォームビズ

- ・気候に合わせた過ごしやすい服装で健康、快適に過ごせます。

○宅配サービスをできるだけ1回で受取り

- ・受取時間の指定や宅配ボックス、置き配の活用により待ち時間を有効活用できます。

○省エネ住宅の選択

- ・分譲も賃貸も、間取りと立地に加えて省エネ性能で住まいを選択することで、光熱費が節約できます。
- ・健康、快適な住環境を享受できます。

⑤グリーン購入の推進

環境負荷の少ない製品・サービスなどの普及や製品開発を促進するため、グリーン購入の拡大に努めます。

○脱炭素型の製品・サービスの選択

- ・より簡易な包装の商品、環境配慮のマークが付いた商品、バイオマス由来プラスチックを使った商品、詰め替え製品を選ぶことで環境負荷の軽減に貢献できます。
- ・ラベルレスのペットボトル等の購入により、ゴミの分別が楽になります。
- ・市場への供給量が増え、商品の多様化・価格低減化につながります。

○環境に配慮した服を選ぶ

- ・作られ方を確認することで服のできるストーリーを知る楽しみがあります。
- ・リサイクル、リユース素材を使った服を選ぶことで省資源化に貢献できます。

⑥雨水の有効利用

省資源を目的として、水資源の有効利用や溢水被害の軽減などを図るため、雨水貯留施設の設置を促進します。

○雨水貯留施設の設置促進

- ・水道費が節約できます。
- ・貯留した雨水は庭木に散水したり、防火用として利用できます。

○保水性舗装の整備

- ・道路において雨水を土中に浸透させる舗装整備により、豪雨時の溢水防止が図られます。

○グリーンインフラ

- ・自然環境が有する多様な機能である雨水を活用して、地域の水不足の備えが図られます。

⑦地産地消の推進

農産物直売所の活用などにより、安心・安全な農業生産物の地産地消の取組を推進し、農産物輸送エネルギーの削減を図ります。

○旬の食材、地元の食材で作った菜食を取り入れた健康な食生活

- ・流通に係る二酸化炭素排出量を削減できます。
- ・旬の食材、地元の食材を取り入れられます。
- ・食を通じたQOL（Quality of Life）の向上が図られます。
- ・栄養価が高く新鮮な状態の旬の食材は、季節感や地域の気候風土が感じられ、地元の生産者とのつながりは食の安全保障にも貢献できます。

⑧エコ工業団地づくりのサポート

市内工業団地の協議会に市内一斉清掃への参加を呼びかけ、工業団地周辺の美化活動を促進することを契機に、環境問題に対する意識啓発の向上と地球温暖化防止対策への取組の促進により、エコ工業団地づくりへのサポートを推進します。

○グリーン成長

- ・環境対策を制約やコストではなく、経済成長の機会と捉えて、持続可能な「経済・社会・環境」に向けた取組により地球温暖化防止に貢献できます。

施策2 温室効果ガスの吸収源対策

二酸化炭素の吸収源として、グリーンインフラ（緑地の保全や市街地の緑化）を推進する。

①グリーンカーテンの設置促進

夏季のエアコン等による消費電力を削減するとともに、暑さ対策として住宅や事業所などにグリーンカーテンの設置を促進します。

○グリーンカーテンコンテストの実施

- | | | |
|-------------------|------|-----|
| ・2021年度（令和3年度）実績 | 応募件数 | 15件 |
| ・2030年度（令和12年度）目標 | | 27件 |

②緑の創造

ボランティア団体による緑の植栽や花植え作業により、公園の樹木や草花、街路樹などの身近な緑の保全と創造を促進するとともに、オープンガーデン参加者の拡大を図り、庭木・草花の植樹を普及させるなど、市民によるまちの緑の創造を促進します。

○環境美化活動の促進

- | | | |
|-------------------|-------------|------|
| ・2021年度（令和3年度）実績 | 環境美化活動登録団体数 | 39団体 |
| ・2030年度（令和12年度）目標 | | 46団体 |

○オープンガーデン参加者の拡大

- | | | |
|-------------------|-------------|-----|
| ・2021年度（令和3年度）実績 | オープンガーデン登録数 | 17件 |
| ・2030年度（令和12年度）目標 | | 23件 |

○暮らしに木を取り入れる。

- ・建物や調度品などの木材利用により、植林や間伐等の森林の手入れに貢献できます。
- ・生活の中に木を取り入れることで温かみや安らぎなど心理面での効果が期待されます。
- ・木は、調湿作用や一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和の特徴があり、快適な室内環境につながります。

○植林等の活動

- 環境を大事にする気持ちを行動で表せます。
- 地球温暖化対策活動や地域の環境活動への参加など、団体・個人の取組を発信、シェアすることで取組の輪を広めることができます。

③屋敷林等の保全

市による保存樹林などの指定制度により、武蔵野の面影を伝える屋敷林などの身近な緑の保全を推進します。

○屋敷林等の保全

- | | | |
|-----------------------|-----------|-------------------------|
| • 2021 年度（令和 3 年度）実績 | 保存樹林の指定面積 | 93,637.5 m ² |
| • 2030 年度（令和 12 年度）目標 | | 109,000 m ² |

○樹木の保全

- | | | |
|-----------------------|-----------|------|
| • 2021 年度（令和 3 年度）実績 | 保存樹木の指定本数 | 76 本 |
| • 2030 年度（令和 12 年度）目標 | | 84 本 |

施策3 自転車利用の促進

二酸化炭素を排出せず健康増進にもよい自転車の普及により地球温暖化防止につなげる。

①総合的・計画的な自転車利用の促進

自転車利用は地球温暖化防止にも効果が期待されるため、グリーンリカバリー（脱炭素化による経済復興）の一つとして総合的かつ計画的な自転車利用の促進を図ります。

○スマートムーブ（マイカーを中心とした移動手段を見直し、公共交通機関や自転車の利用により、二酸化炭素排出量を削減する取組）

- ・自転車の活用は毎日の移動がエコ活動になります。
- ・健康的な運動習慣になります。
- ・混雑した電車や道路渋滞から開放されます。

②自転車利用の普及啓発

市民総ぐるみのノーマイカーデーの導入やサイクルイベントの開催などにより、日常生活の移動における自転車利用の普及に努めます。

○健康的でエコな生活の促進

- ・移動途中に新たな発見があるなど心理面でも効果があります。
- ・新型コロナウイルス対策として、移動の際に人との接触を避けられます。

③自転車利用環境の整備

埼玉県「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想」と連携しながら、健康を配慮した遮熱性舗装等を活用したサイクリング推奨コースの整備やサイクルポートの設置、レンタサイクルの実施などにより自転車利用環境の整備を進めます。

④安全で利用しやすい道路環境の整備

自転車の利用促進を図るため、スマートシティを目指しながら既存自転車歩行者道路の維持・管理を進めるとともに、自転車通行帯や交通安全施設を整備するなど、自転車、歩行者、自動車が安全に通行するための道路環境整備を推進します。

施策4 再生可能エネルギーの促進

民間力を活用した再生可能エネルギーによる発電システム等の導入拡大を図る。

①再生可能エネルギーの情報提供及び導入促進

再生可能エネルギーに関するエネルギーセキュリティや、国・県等の補助制度の活用周知により、再生可能エネルギーによる発電の普及を促進します。

○太陽光パネルの設置

- ・ 自宅、事業所等に電源が確保できます。
- ・ 再生可能エネルギーによる発電を検討する際、初期投資等の費用負担を軽減するPPA（Power Purchase Agreement・電力販売契約）のような方法もあります。

○OZEH（Net Zero Energy House・自家発電の家）

- ・ 自宅に電源が確保できます。
- ・ 建て替えや新築時は高断熱の材質を使用すると夏は涼しく、冬は熱が逃げにくい快適な住環境を享受できます。
- ・ 結露予防によるカビの発生抑制、冬のヒートショック対策、血圧の安定化など健康面の効果が見込まれます。

○OZEB（Net Zero Energy Building・自家発電ビル）

- ・ 事業所に電源が確保できます。
- ・ 企業のビル、工場等に再生可能エネルギーによる発電システムを導入することで、消費電力が二酸化炭素を排出しないクリーン電力にすることができます。

○省エネリフォーム

- ・ 窓や壁の断熱リフォームと省エネ家電の導入により相乗効果が実感できます。
- ・ 遮音・防音効果が向上します。
- ・ 防災レジリエンスが向上します。

○個人のESG（Environment（環境） Social（社会） Governance（法令遵守））投資

- ・ 地球温暖化対策への対策に取り組む企業の商品の購入や、製品・サービスの利用、投資等により、環境に配慮する企業が増加し脱炭素社会づくりに貢献できます。
- ・ 気候変動対策をしている企業を応援することで温暖化対策に貢献できます。

施策5 環境にやさしい自動車利用の促進

再生可能エネルギー利用によるゼロカーボンドライブ（再エネ×EV等）を促進する。

①環境にやさしい自動車利用の促進

燃料を要しない電気自動車の普及啓発や、エコドライブ、カーシェアリングの普及啓発により、環境にやさしい自動車の利用を促進します。

○ゼロカーボン・ドライブ

- ・再生可能エネルギーを利用した電力や、二酸化炭素を排出しない燃料でドライブできます。
- ・静音性の向上が図られ、排気ガスも出しません。
- ・蓄電池として、災害時やキャンプ等でも活用できます。
- ・駐車時、停車時のアイドリングストップにより二酸化炭素排出量が削減されます。

○ICT（情報・通信技術）によるカーシェアリングの活用

- ・自動車購入・維持費用の節約、TPOに合わせて好きな車を選択できます。
- ・必要な時に必要な分だけ利用ができます。

②エコ・カーの普及促進

EV（電気自動車）充電設備の周知などにより、エコ・カーの普及を促進します。

○EV（電気自動車）車載の蓄電池の導入・設置

・貯めた電気やエネルギーを有効活用することを通じて光熱費の節約や防災レジリエンスの向上につなげることが可能になります。

○EV（電気自動車）充電施設

- | | | |
|-------------------|-------------------|-----|
| ・2021年度（令和3年度）実績 | EV（電気自動車）充電施設設置件数 | 13件 |
| ・2030年度（令和12年度）目標 | | 17件 |

施策6 気候変動への対応

再生可能エネルギーの活用により、地球温暖化に伴う気候変動の被害防止・軽減を図る。

①農業分野に対する適応策

気候変動による農作物や生産基盤への影響に対応するため、再生可能エネルギーを活用した新たな技術による高温障害等の軽減や栽培技術を促進させるとともに、トレーサビリティ（いつ、どこで、誰によって作られたのか）による食材の安全の保障や農産物の効率的な利用に関する情報収集、及び公表に努めます。

○バイオマス発電の促進

- ・生ごみ、食べ残し、草木類などを資源とするバイオガスを利用した発電を促進します。

○食事を食べ残さない

- ・適量サイズの注文ができるお店やメニューを選ぶことで食事代が節約できます。
- ・食べ残しが減少することは料理の提供側のモチベーションアップにつながります。
- ・食べ残しの持ち帰りは、ほかの食事に充てることができ食費の節約になります。

○食品ロス削減の工夫

- ・食べきれぬ量を買ひ、工夫して保存することで食費が節約できます。
- ・生ごみの管理が不要、若しくは低減されます。
- ・子どもへの環境（家庭）教育推進活動になります。
- ・過食、飽食の抑制や暴飲暴食の回避による健康維持が期待されます。
- ・フードドライブの活用により生活困窮者への支援につながります。

②自然生態系分野に対する適応策

気候変動による自然生態系の影響への対応に向け、市民生活が及ぼす自然生態系への負担を軽減するため再生可能エネルギーの導入による大気汚染の防止を促進するとともに、定期的なモニタリングによる希少野生植物の調査や水質の把握、また、不法投棄の監視の強化や自然環境にやさしいごみ処理などを促進します。

○自宅でコンポスト

- ・生ごみをコンポスターや処理器を使って堆肥化することで、循環型社会や生ごみの減量化、また、子どもへの環境（家庭）教育推進活動につながります。
- ・作った堆肥は、家庭菜園やガーデニングに活用でき、また、花木によりリラックス効果も期待できます。

○家庭ごみの減量

- ・「分ければ資源」を実践する適正な分別や使用済製品、容器包装の回収に協力することで家庭からのごみが減量できます。
- ・修理や補修をすることで、こだわりや物を大切にすることを表すことができます。

○大気汚染の防止

- ・燃料の使用量が削減されます。
- ・自動車の排ガスや工場のばい煙の削減により温暖化防止、健康対策に貢献できます。

○生活排水の清浄化

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、公共下水道、農業集落排水への接続により、河川水質改善に貢献できます。

③健康分野に対する適応策

温暖化による酷暑を原因とする熱中症を予防するため、公共施設のクールスポット・クールシェアリング等を活用するため、必要な電力を再生可能エネルギーで賄うよう促進するとともに、打ち水をして涼をとるなどの情報提供やクールビズの推進を行います。

○クールスポット・クールシェアリング

- ・熱中症対策、及び外出時の一時休息所（クールオアシス）として、公共施設の一部を利用することができます。

- ・クールオアシス施設

- 加須市役所（ロビー）

- 騎西・北川辺・大利根総合支所（ロビー）

- 加須・不動岡・三俣・花崎・川口コミュニティセンター（ロビー又はエントランス）

- 加須市市民総合会館 市民プラザかぞ（エントランス）

- 田ヶ谷総合センター（ロビー）

- 道の駅かぞわたらせ物産施設（2階市民交流スペース）

- 利根川こども館（プレイルーム）

- 児童センター加須・花崎児童館（ロビー又は2階プレイルーム）

- 大利根文化・学習センター（ロビー、交流センター）

- 加須保健センター（1階ロビー）

○クールビズ

- ・気候に合わせた過ごしやすい服装・ファッションで快適に過ごし、効率性の向上や健康にも効果が期待されます。

- ・適切な室温設定により、冷房の効きすぎによる体温調整機能低下を防止します。

- ・今持っている服を長く大切に着ることで愛着がわき、こだわりを表せることで体系維持（健康管理）を心掛けることも期待されます。

④自然災害分野に対する適応策

豪雨等による自然災害（洪水など）への影響に対応するため、再生可能エネルギーによる電力を活用したAI（人工知能）やIoT（インターネット接続）によりエネルギーセキュリティ対策やレジリエンスの強化を推進するとともに、防災情報の発信・水害時の避難行動マップ（ハザードマップ）の活用促進を実施します。

○V2H（Vehicle to Home）の活用

- ・ 災害時、停電が発生した場合に電気自動車の電源を自宅に送電できます。

○EV（電気自動車）の活用

- ・ 蓄電池として災害時の避難生活に活用することもできます。

○避難行動

- ・ 災害時の避難行動や事業活動などについて家族や会社で準備（水不足の備え、雨樋、排水口の清掃など）しておく、いざというときに役立ちます。

⑤都市生活・市民生活に対する適応策

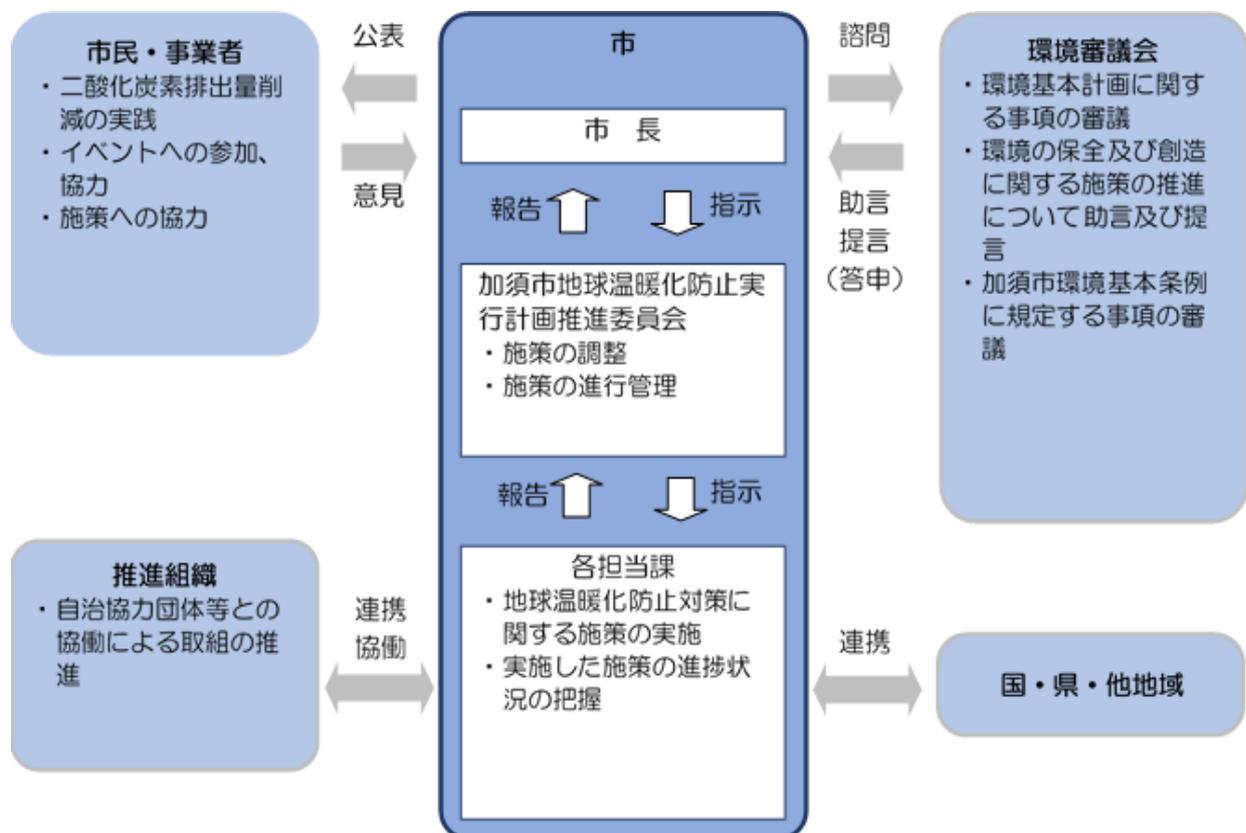
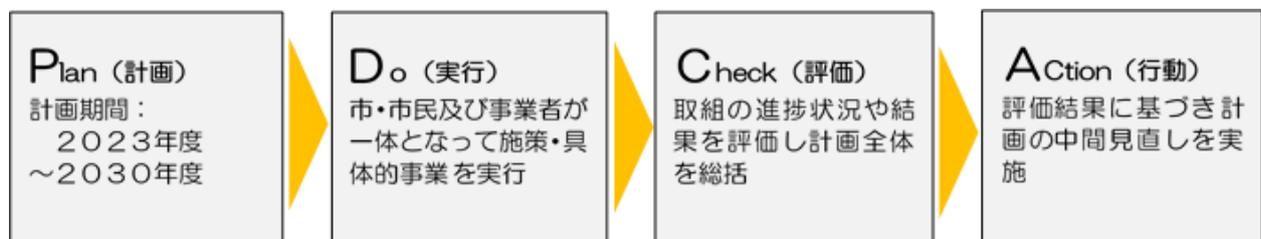
地球温暖化による気候変動が生活に与える影響に対応するため、二酸化炭素排出量の削減を促進、及び再生可能エネルギーの最大限活用の促進を実施します。

第4章 計画の推進

第1節 計画の管理

PDCAサイクルによる進行管理

本計画の実効性を高めていくため、「計画(Plan)→実行(Do)→評価・分析(Check)→見直し・立案(Action)」というマネジメントサイクルにより地球温暖化防止対策の進捗状況や二酸化炭素の排出状況を定期的に把握し、計画を推進する上での課題等を明らかにするとともに、地球温暖化に関する国内外の動向や技術革新等の状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

2022年（令和4年）3月埼玉県環境科学国際センターが作成した「2021年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（2019年度算定値）」から本市のデータを抽出しました。

※端数繰り上げ処理により表内の数値と合計が整合しないことがあります。

説 明

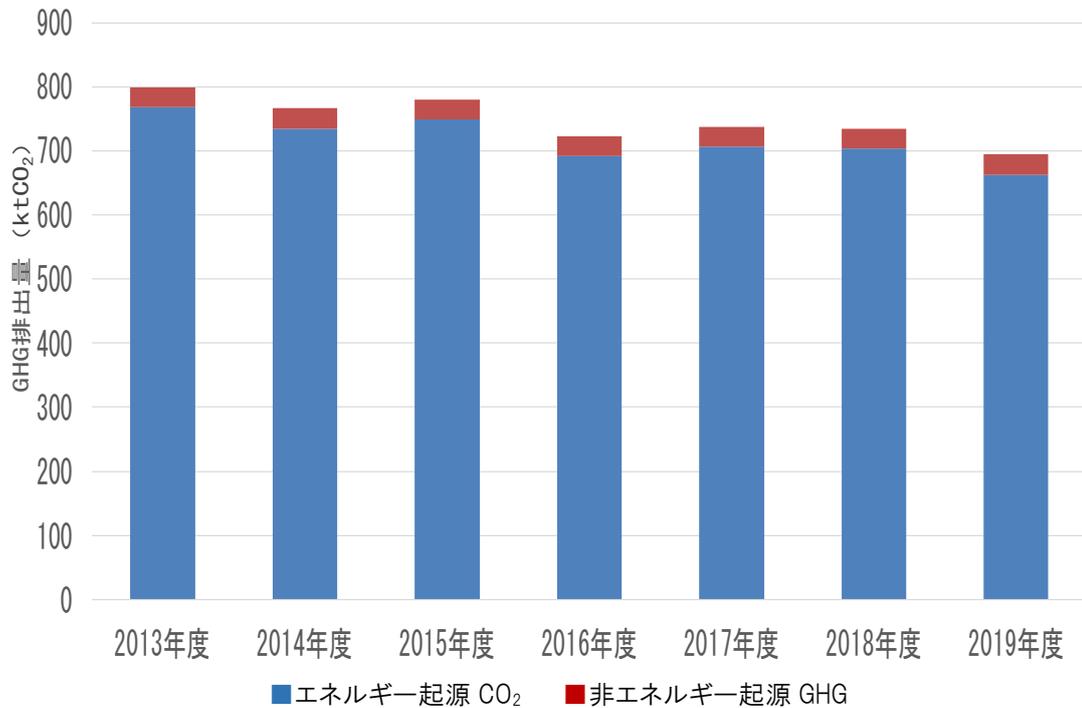
- 本資料の算定対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類となっています。
- メタンと一酸化二窒素は、主に農業における稲作や窒素肥料の使用、家畜からの堆肥製造等に伴い発生する非エネルギー起源に分類されます。
- 温室効果ガス総排出量は、メタンと一酸化二窒素に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素の量に換算した数量と二酸化炭素量を合わせた数量としています。
- 非エネルギー起源のメタンと一酸化二窒素は、GHG[※]と表記され、二酸化炭素を含めた総排出量の単位は、GHG（kt-CO₂）と表記されます。

※Greenhouse Gasの略 複数の種類の温室効果ガスを総称する場合に用いる。

(1) 温室効果ガス（GHG）排出量の推移

単位：kt-CO₂

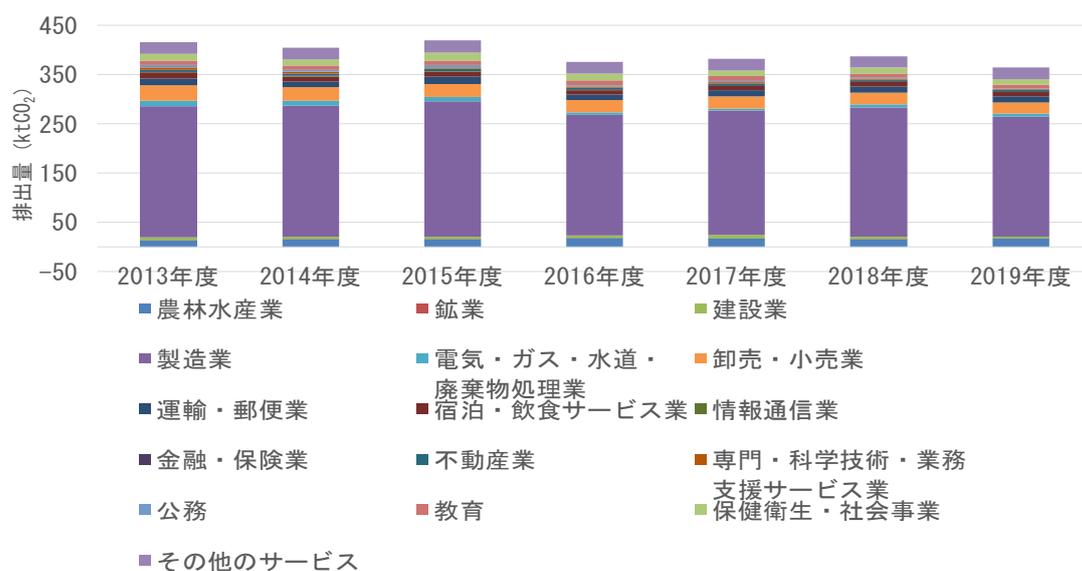
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
エネルギー起源CO ₂	767.740	734.644	748.313	691.480	705.701	702.796	662.980
非エネルギー起源GHG	31.532	32.125	30.998	31.129	31.029	31.439	31.264
GHG排出量合計	799.271	766.769	779.311	722.608	736.729	734.235	694.244



(2) 業種別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

単位：kt-CO₂

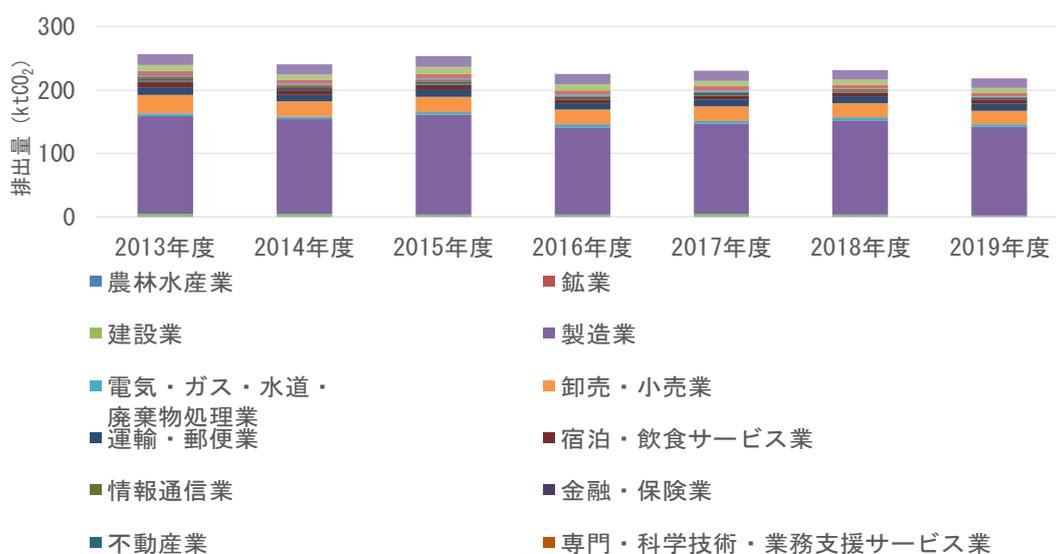
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
農林水産業	13.253	15.425	16.407	19.035	17.037	16.524	16.663
鉱業	0.147	0.154	0.099	0.101	0.114	0.113	0.092
建設業	5.783	5.221	5.012	4.705	7.823	4.249	3.798
製造業	267.557	266.228	275.014	244.344	252.022	262.855	244.595
電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	10.623	10.248	8.381	5.006	4.232	5.594	5.726
卸売・小売業	31.214	27.037	26.418	25.688	25.193	24.735	23.005
運輸・郵便業	14.393	12.156	14.221	11.511	12.538	12.615	12.671
宿泊・飲食サービス業	12.044	9.635	10.566	8.457	8.540	8.995	8.238
情報通信業	0.514	0.755	1.005	0.472	0.499	0.534	0.523
金融・保険業	1.121	1.472	0.848	0.800	0.902	0.844	0.737
不動産業	3.835	3.815	4.225	3.899	4.009	3.360	3.464
専門・科学技術・業務 支援サービス業	4.140	3.877	2.390	2.296	1.725	1.584	1.483
公務	4.780	4.408	4.697	2.667	2.253	2.407	1.954
教育	9.081	8.498	9.730	9.109	10.200	8.447	6.491
保健衛生・社会事業	13.501	12.472	15.628	14.640	11.855	11.823	11.544
その他のサービス	23.911	23.123	25.287	23.868	23.093	22.727	23.361
合計	415.896	404.525	419.929	376.599	382.035	387.406	364.345



(2) -1 電力による二酸化炭素排出量の推移

単位：kt-CO₂

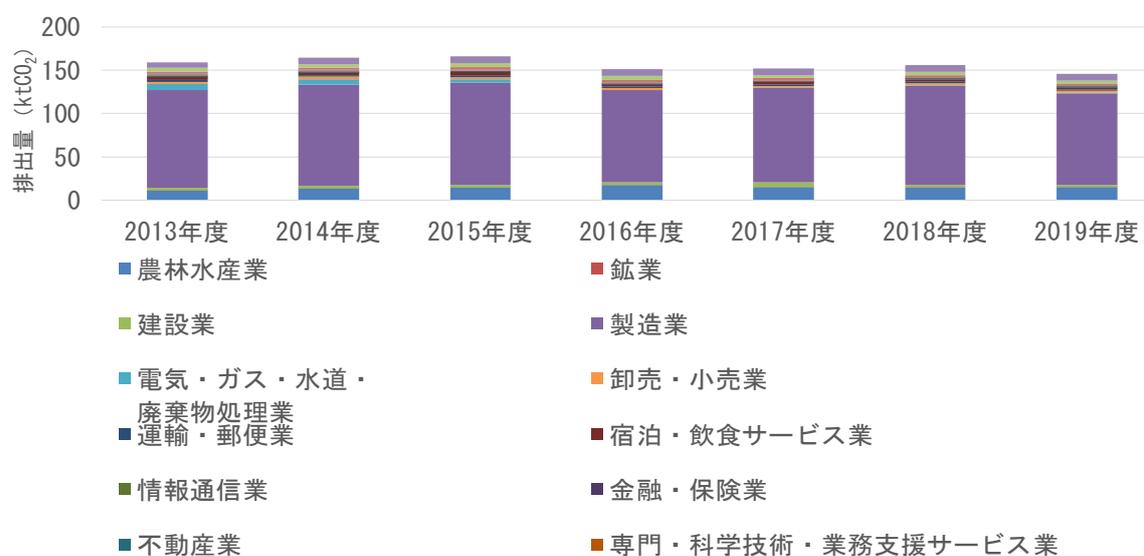
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
農林水産業	1.773	1.979	1.728	1.448	1.731	1.787	1.744
鉱業	0.069	0.062	0.043	0.047	0.046	0.047	0.038
建設業	2.686	2.393	2.057	1.768	2.906	1.469	1.371
製造業	154.869	149.521	156.941	138.108	142.629	148.879	138.604
電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	3.958	3.706	4.209	4.399	3.776	4.506	4.773
卸売・小売業	28.422	24.273	24.193	23.545	23.405	22.403	21.023
運輸・郵便業	12.157	10.191	12.030	10.003	10.791	10.691	10.694
宿泊・飲食サービス業	8.724	6.782	7.102	5.955	6.090	5.944	5.994
情報通信業	0.481	0.718	0.973	0.453	0.473	0.511	0.497
金融・保険業	1.018	1.330	0.775	0.723	0.824	0.756	0.644
不動産業	3.098	3.163	3.412	3.010	3.187	2.632	2.692
専門・科学技術・業務支 援サービス業	2.818	2.744	1.698	1.690	1.346	1.235	1.196
公務	3.674	3.269	3.575	1.848	1.590	1.660	1.345
教育	6.562	6.025	6.946	6.393	7.462	5.936	4.756
保健衛生・社会事業	9.098	8.365	10.641	9.958	8.058	7.882	7.859
その他のサービス	17.347	15.845	17.546	16.125	15.663	15.063	15.475
合計	256.754	240.367	253.868	225.473	229.976	231.402	218.705



(2) -2 燃料による二酸化炭素排出量の推移

単位: kt-CO₂

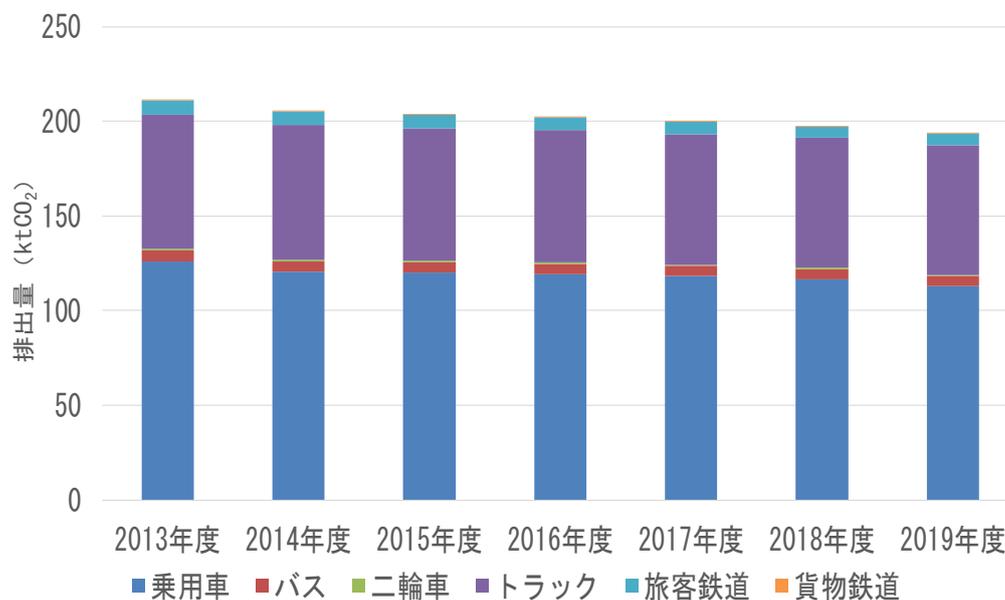
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
農林水産業	11.480	13.446	14.679	17.587	15.307	14.737	14.919
鉱業	0.078	0.093	0.056	0.054	0.067	0.066	0.054
建設業	3.097	2.828	2.955	2.937	4.916	2.779	2.428
製造業	112.688	116.707	118.073	106.236	109.393	113.976	105.991
電気・ガス・水道・ 廃棄物処理業	6.665	6.542	4.172	0.607	0.456	1.088	0.953
卸売・小売業	2.791	2.764	2.225	2.143	1.789	2.332	1.982
運輸・郵便業	2.237	1.966	2.192	1.509	1.746	1.924	1.977
宿泊・飲食サービス業	3.320	2.853	3.463	2.503	2.451	3.051	2.244
情報通信業	0.032	0.037	0.032	0.020	0.027	0.023	0.026
金融・保険業	0.102	0.142	0.074	0.077	0.078	0.088	0.093
不動産業	0.738	0.651	0.813	0.889	0.822	0.729	0.772
専門・科学技術・業務支 援サービス業	1.322	1.133	0.691	0.605	0.379	0.349	0.286
公務	1.106	1.139	1.122	0.819	0.663	0.747	0.610
教育	2.519	2.474	2.784	2.716	2.738	2.511	1.734
保健衛生・社会事業	4.403	4.107	4.987	4.682	3.797	3.941	3.684
その他のサービス	6.564	7.278	7.742	7.743	7.430	7.664	7.886
合計	159.142	164.159	166.061	151.126	152.059	156.004	145.639



(3) 輸送手段別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移

単位：kt-CO₂

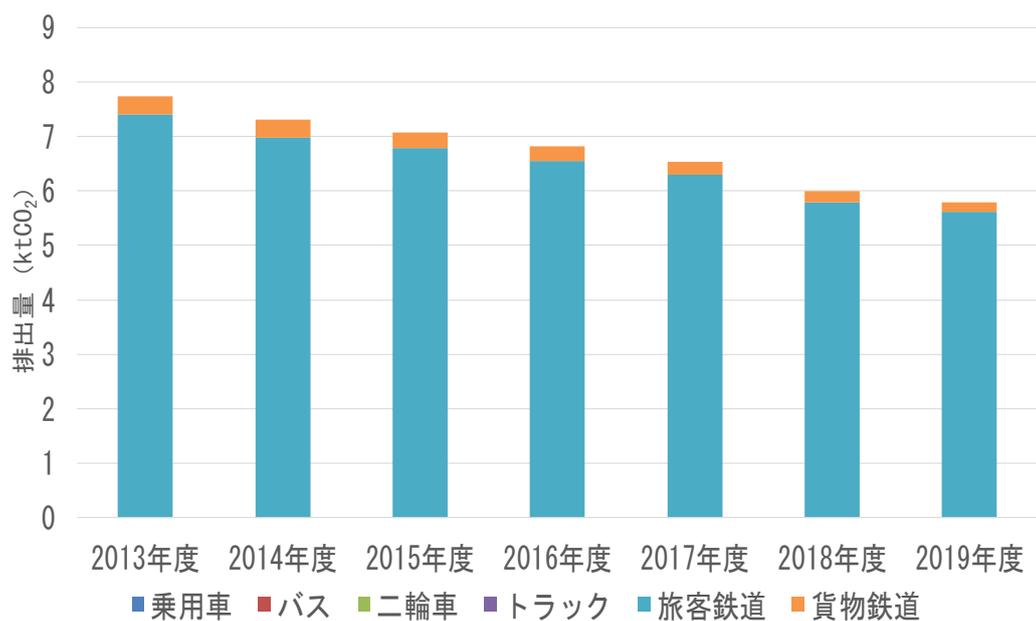
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
乗用車	125.882	120.511	119.948	119.312	118.344	116.564	113.067
バス	5.878	5.664	5.358	5.491	5.214	5.460	5.089
二輪車	0.846	0.865	0.884	0.861	0.794	0.775	0.713
トラック	70.682	71.027	70.152	69.593	68.706	68.413	68.688
旅客鉄道	7.787	7.346	7.140	6.897	6.628	6.126	5.937
貨物鉄道	0.394	0.380	0.349	0.322	0.303	0.249	0.232
合計	211.469	205.793	203.832	202.476	199.989	197.587	193.727



(3) -1 電力による二酸化炭素排出量の推移

単位：kt-CO₂

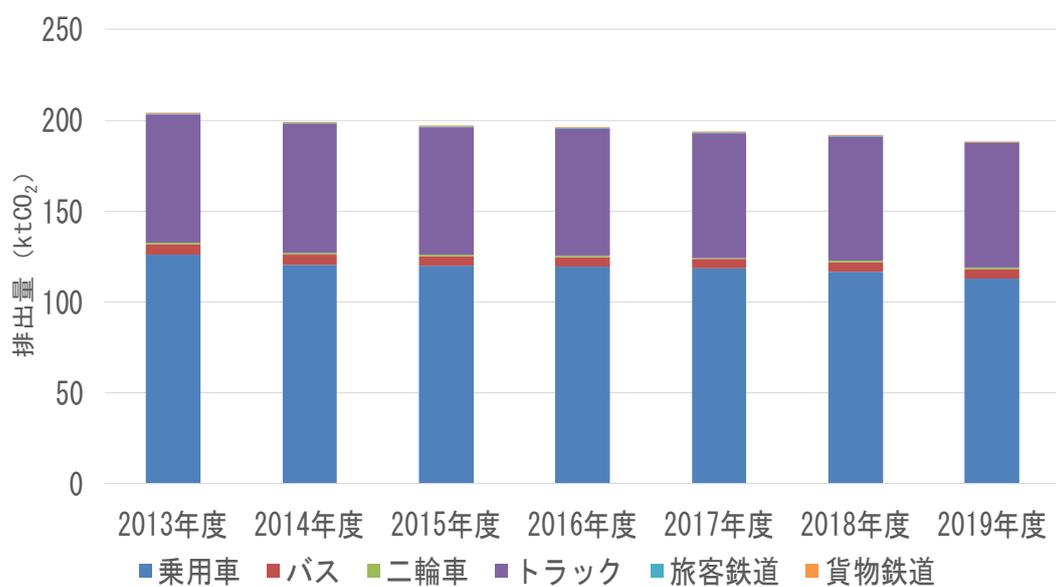
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
乗用車	0	0	0	0	0	0	0
バス	0	0	0	0	0	0	0
二輪車	0	0	0	0	0	0	0
トラック	0	0	0	0	0	0	0
旅客鉄道	7.412	6.984	6.782	6.557	6.290	5.797	5.608
貨物鉄道	0.330	0.320	0.291	0.269	0.251	0.200	0.186
合計	7.742	7.305	7.073	6.826	6.541	5.997	5.794



(3) -2 燃料による二酸化炭素排出量の推移

単位：kt-CO₂

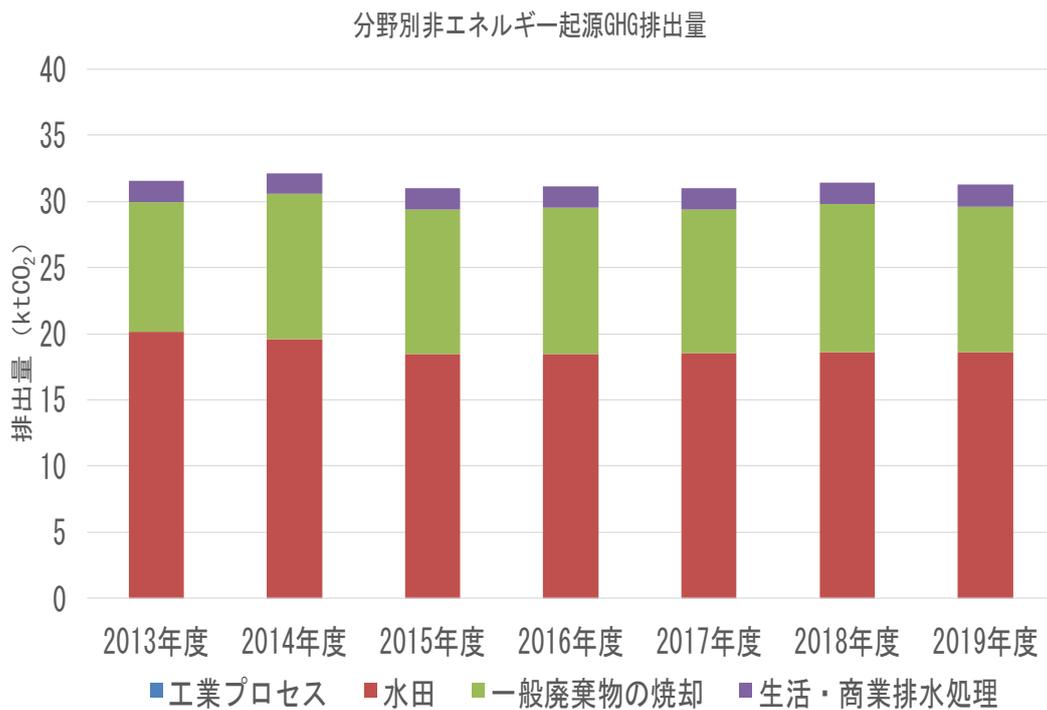
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
乗用車	125.882	120.511	119.948	119.312	118.344	116.564	113.067
バス	5.878	5.664	5.358	5.491	5.214	5.460	5.089
二輪車	0.846	0.865	0.884	0.861	0.794	0.775	0.713
トラック	70.682	71.027	70.152	69.593	68.706	68.413	68.688
旅客鉄道	0.375	0.362	0.358	0.340	0.338	0.330	0.329
貨物鉄道	0.063	0.060	0.058	0.053	0.052	0.049	0.047
合計	203.727	198.488	196.759	195.650	193.448	191.591	187.933



(4) 分野別非エネルギー起源温室効果ガス排出量の推移

単位：kt-CO₂

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
工業プロセス	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
水田	20.160	19.600	18.440	18.440	18.520	18.600	18.600
一般廃棄物の焼却	9.818	10.971	10.978	11.096	10.900	11.199	11.021
生活・商業排水処理	1.553	1.554	1.580	1.593	1.609	1.641	1.642
合計	31.532	32.125	30.998	31.129	31.029	31.439	31.264



(5) ゼロカーボンアクション30

出典) 国・地方脱炭素実現会議資料

I 電気等のエネルギーの節約や転換

アクション	暮らしのメリット
1 省エネ電気への切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅への自家消費型太陽光発電を設置することが難しい状況でも、再エネ普及に貢献できる。
2 クールビズ・ウォームビズ 気候に合わせた服装と適切な室温・給湯器温度設定	<ul style="list-style-type: none"> ・気候に合わせた過ごしやすい服装・ファッションで効率の向上、健康、快適に (冷房の効きすぎによる体温調整機能の低下防止等) ・夏のスーツのクリーニング代節約、光熱費の節約
3 節電 不要な時はスイッチオフ	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費の節約、火災等の事故防止 ・外出先から遠隔操作で家電をオフに
4 節水	<ul style="list-style-type: none"> ・水道費の節約
5 省エネ家電の導入 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED照明等の利用、買い替え	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代の節約ができる。 ・健康、快適な住環境づくり(エアコンの新機能や扇風機・サーキュレーターとの組み合わせによる快適性・利便性の向上、冷蔵庫の新機能(鮮度保持や収納力向上)による食材の有効活用促進)
6 宅配サービスができるだけ1回で受け取る 宅配ボックスや置き配、日時指定等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・受取時間の指定で待ち時間を有効活用(いつ届くかわからないまま受け取りに備えていたずらに待たずに済む) ・配達スタッフの労働時間抑制、非接触での受け取りが可能
7 消費エネルギーの見える化 スマートメーターの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・実績との比較により省エネを実感。光熱費の節約 ・省エネを家族でゲーム感覚で楽しみながらできる。

II 住居関係

アクション	暮らしのメリット
8 太陽光パネルの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅に電源を持ち余剰分は売電することが可能になる。 ・FIT制度等を利用することで投資回収が可能(電力会社等が初期費用を負担し、電気代により返済する(PPA)方法も普及しつつある。)

<p>9 ZEH（ゼッチ） 建替え、新築時は高断熱で太陽光パネル付きのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・快適な住環境を享受できる（断熱効果で夏は涼しく、冬は熱が逃げにくい。また、結露予防によるカビの発生抑制、冬のヒートショック対策、血圧安定化の効果がある。） ・換気の効率向上（換気熱交換システムなら冷暖房効果を極力落とさずに室内の空気環境を正常に保持） ・光熱費の節約
<p>10 省エネリフォーム 窓や壁の断熱リフォーム（5）と同時実施で相乗効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音・防音効果の向上 ・室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現 ・防災レジリエンスの向上
<p>11 蓄電池（車載の蓄電池）・省エネ給湯器の導入・設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貯めた電気やエネルギーを有効活用することを通じて光熱費の節約や防災レジリエンスの向上につなげることが可能になる。
<p>12 暮らしに木を取り入れる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で木を取り入れることは、温かみや安らぎなど心理面での効果がある。・木は調湿作用、一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和等の特徴があり、快適な室内環境につながる。・木を使うことで植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できる。
<p>13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 間取りと立地に加え、省エネ性能の高さで住まい選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費の節約ができる。 ・健康・快適な住環境を享受できる。
<p>14 働き方の工夫 職住近接、テレワーク、オンライン会議、休日の分散、二地域居住、ワーケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤・出張時による移動時間・費用の節約、地方移住が選択肢に ・生活時間の確保（家族との時間や育児・介護の両立、自宅で昼食を摂るなど、生活スタイルに合わせた時間の確保） ・身体的な負担の軽減（混雑した電車や道路渋滞等からの開放） ・徒歩や自転車圏内なら、人との接触（密）を避けられる。 ・観光地、レジャー施設、商業施設の混雑緩和 ・寒い冬は南で、暑い夏は北で暮らす等の工夫により、できるだけ省エネかつ健康維持

Ⅲ 移動関係

アクション	暮らしのメリット
<p>15 スマートムーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車、公共交通機関で移動 ・エコドライブ（発進/急停車をしない等）の実施 ・カーシェアリングの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康的な生活の促進（運動量の確保等） ・徒歩、自転車利用で密を回避、交通渋滞の緩和 ・移動途中での新たな発見 ・燃費の把握、向上 ・同乗者が安心できる安全な運転、心のゆとりで交通事故の低減 ・自動車購入・維持費用の節約、TPOに合わせて好きな車を選択 ・必要な時に必要な分だけ利用ができる。
<p>16 ゼロカーボン・ドライブ</p> <p>再エネ・ゼロカーボン燃料とEV/FCV/PHEV</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・静音性の向上、排気ガスが出ない。 ・蓄電池としてキャンプ時や災害時等に活用することも可能 ・ガソリン代のコストパフォーマンスの向上

Ⅳ 食関係

アクション	暮らしのメリット
<p>17 食事を食べ残さない</p> <p>適量サイズの注文ができるお店やメニューを選ぶ、それでも食べ残してしまった場合は持ち帰る（mo t t E C O）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適量の注文により食事代を節約できる。 ・食べ残しの持ち帰り（mo t t E C O）が可能であれば、ほかの食事に充てられる（食べ残しが減少することは料理の提供者側の、モチベーションアップにもつながる。）
<p>18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べきれる量を買う ・工夫して保存し、食べられるものを捨てない ・余剰食品はフードドライブの活用等によりフードバンク等に寄付する 	<ul style="list-style-type: none"> ・食費の節約（計画性のある買い物による節約） ・家庭ごみの減量（生ごみの管理が不要若しくは低減） ・子どもへの環境（家庭）教育推進活動につながる。 ・作り手のモチベーションアップ ・過食・飽食の抑制、暴飲暴食の回避による健康維持 ・フードバンク等への寄付は、生活困窮者支援にもつながる。

<p>19 旬の食材、地元の食材で作った菜食を取り入れた健康な食生活 食材のトレーサビリティ表示を意識した買い物 ※空輸等の流通経路でないためCO₂の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食を通じたQOLの向上（旬の食材は美味しく栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができる。食を通じて季節感や地域の気候風土が感じられる。地域活性化や食の安全保障にも貢献でき、地元の生産者とつながることは安心にもつながる。皮の部分等も美味しく食べられることを考えることで栄養価も上がる。本物の食べ物の姿に触れることで自然とのつながりが感じられる。） ・栄養状態の改善（野菜不足を解消し、栄養バランスが改善する。）
<p>20 自宅でコンポスト 生ごみをコンポスターや処理器を使ってたい肥化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量と子どもへの環境（家庭）教育推進活動につながる。 ・作ったたい肥を、家庭菜園やガーデニングに活用できる。（家庭菜園やガーデニングによりリラックス効果も）

V 衣類、ファッション関係

アクション	暮らしのメリット
<p>21 今持っている服を長く大切に着る 適切なケアをする、洗濯表示を確認して洗う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。 ・体形維持（健康管理）を心掛けることができる。 ・染め直しやリメイクなど手を加えることでより楽しめる。 ・きれいに管理することで、フリマ等に回すことができる。
<p>22 長く着られる服をじっくり選ぶ 先のことを考えて買う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄遣いの防止（消費サイクルが伸びる。） ・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる。 ・体系維持（健康管理）を心掛けることができる。
<p>23 環境に配慮した服を選ぶ 作られ方を確認して買う、リサイクル・リユース素材を使った服を選ぶ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄遣いの防止（衝動買いを避ける。） ・衣を通じたQOLの向上 ・服のできるストーリーを知る楽しみも出てくる。

VI ごみを減らす

アクション	暮らしのメリット
24 マイバック、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの減量 ・自分の好きなおしゃれなバックや容器を楽しめる。 ・使い慣れたものを長く使える、物への愛着がわく。 ・自分好みのデザインや機能がある製品を使える。 ・環境を大事にする気持ちを行動で表せる。
25 修理や補修をする 長く大切に使う	<ul style="list-style-type: none"> ・こだわりや物を大切にすることを表せる（自分らしいアレンジや親から子へ世代を越えて使うなどして楽しむことができる。）
26 フリマ・シェアリング フリマやシェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用する	<ul style="list-style-type: none"> ・購入・維持費用の節約（必要なものを安く手に入れることができる。） ・自分にとっては不要なものでも必要とする他の人に使ってもらい、収入にもなる。
27 ごみの分別処理 「分ければ資源」を实践する適正な分別、使用済製品、容器包装の回収協力	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの減量 ・資源回収の協力による協力金やポイント還元等（地域で実施すればコミュニティの活性化にもつながる。）

VII 買い物・投資

アクション	暮らしのメリット
28 脱炭素型の製品・サービス 環境配慮のマークが付いた商品、カーボンオフセット・カーボンフットプリント表示商品の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・より簡易な包装の商品、環境配慮のマークが付いた商品（マークの意味を知る。）、バイオマス由来プラスチックを使った商品、詰め替え製品を選ぶことで自分の購買によって環境負荷軽減に貢献できることが分かる。 ・ごみの分別が楽になる（ラベルレスのペットボトル等）。 ・市場への供給量が増え、商品の多様化・価格低減化につながる。
29 個人のESG投資 ゼロカーボン宣言・RE100宣言など地球温暖化への対策に取り組む企業の応援	<ul style="list-style-type: none"> ・個人でESG投資（気候変動対策をしている企業の応援） ・地球温暖化への対策に取り組む企業の商品の購入や製品・サービスの利用、投資等により環境に配慮する企業が増加し、脱炭素社会づくりとして還元される。

Ⅷ 環境活動

アクション	暮らしのメリット
<p data-bbox="244 394 576 472">30 植林やごみ拾い等の活動</p> <p data-bbox="244 488 576 611">団体・個人による地球温暖化対策行動や地域の環境活動への参加・協力</p>	<ul data-bbox="627 394 1353 521" style="list-style-type: none">・環境を大事にする気持ちを行動で表せる。・ゼロカーボンアクションの取組を発信・シェアすることで取組の輪を広めることができる。

(6) 加須市環境基本条例

○加須市環境基本条例

平成22年3月23日

条例第159号

改正 平成31年2月22日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 補則（第23条）

附則

私たちのまち、加須市は、利根川と穀倉地帯に代表される豊かな自然と奥行きのある歴史と文化により育まれた豊かな心と地域特性を財産とし、水と緑と文化の調和した市として、今日まで発展してきた。

しかしながら、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、様々な資源やエネルギーの大量消費をもたらし、都市・生活型公害を発生させ、更にはすべての生物の存続基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を、市民の貴重な財産として次の世代に引き継ぐことは、現在に生きる私たちの願いであり、責務である。

今、私たちは、この環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指して、私たちの暮らしや事業活動の在り方を考え、行動に移さなければならない。

そのため、市民、事業者、市すべての者の参加と協働により、先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境を保全し、人と自然が共生できるまちづくりを推進することが私たち市民の使命である。

ここに、私たちの使命を深く自覚し、市民の総意として、環境の保全と創造を推し、「豊かな自然と快適な環境のまち」づくりを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、推進されなければならない。

(1) 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

(2) 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減すること、その他の行動を公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行うことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。

(3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に関し、積極的に関心を持ち必要な知識を得ることにより、環境の保全及び創造についての理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念に則り、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念に則り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念に則り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念に則り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成等)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策

(環境優先の理念)

第8条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な配慮を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加須市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、加須市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第11条 市は、次に掲げる環境の保全及び創造に資する事業等の推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備

(2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業

(3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第12条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を自ら行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適切な推進を図るため、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全及び国際協力)

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全(以下「地球環境の保全」という。)について、県その他の団体と連携して、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(県及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織づくりを図るものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、加須市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、市長に対して、環境の保全及び創造に関する施策の推進について助言及び提言をすることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内の公共的団体等の代表者
- (4) 市以外の関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成31条例1・一部改正)

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成31年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員(市議会の議員の身分を有していた者(第19条の規定による改正前の加須市都市計画審議会条例第2条第2項の規定により委嘱された者を除く。))を除く。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

(7) 加須市環境審議会規則

○加須市環境審議会規則

平成22年3月23日

規則第128号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市環境基本条例(平成22年加須市条例第159号)第22条第6項に基づき、加須市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(8) 加須市地球温暖化防止実行計画推進委員会

○加須市地球温暖化防止実行計画推進委員会設置要綱

(平成23年4月1日市長決裁)

改正 平成25年4月 1日一部改正
改正 平成26年4月 1日一部改正
改正 平成27年4月 1日一部改正
改正 平成29年8月 9日一部改正
改正 平成30年7月 9日一部改正
改正 令和 2年4月 3日一部改正
改正 令和 3年6月 7日一部改正
改正 令和 3年7月 1日一部改正
改正 令和 4年6月30日一部改正

(設置)

第1条 「地球温暖化防止」に係る市の実行計画(以下「実行計画」という。)の策定及び推進を図るため、加須市地球温暖化防止実行計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実行計画の進行管理に関すること。
- (2) 実行計画の見直しに関すること。
- (3) 実行計画及び実施状況の公表に関すること。
- (4) その他実行計画の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には環境安全部長を、副委員長には環境政策課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、推進委員会の審議の経過及び結果等について、随時市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日環境安全部長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日環境安全部長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日環境安全部長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月9日環境安全部長決裁)

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

附 則 (平成30年7月9日環境安全部長決裁)

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則 (令和2年4月3日環境安全部長決裁)

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。

附 則 (令和3年6月7日環境安全部長決裁)

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日環境安全部長決裁)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日環境安全部長決裁)

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

別表 (第3条関係)

環境安全部長 総合政策部政策調整課長 総務部総務課長 環境安全部環境政策課長 経済部産業振興課長 こども局子育て支援課長 福祉部地域福祉課長 健康医療部健康医 療推進課長 都市整備部まちづくり課長 上下水道部下水道課長 騎西総合支所地域振興 課長 北川辺総合支所地域振興課長 大和総合支所地域振興課長 生涯学習部教育総務 課長 学校教育部学校教育課長

(9) 用語解説

エネルギーセキュリティ

国際情勢の変化や災害時等に必要なエネルギーを供給することができるエネルギーシステムを確保すること。

カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部または一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動のこと。

グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーン成長

CO₂削減等の環境対策を制約やコストでなく経済成長の機会と捉え、経済成長を実現しながら環境を保全し、持続可能な社会を目指す「環境・経済・社会の好循環」に向けた取組のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選び購入すること。購入者の環境活動だけでなく供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことができる。

再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存在する熱・バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証し、クレジットを購入することで間接的にCO₂削減活動に参加できる制度のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され、資源を効率的に利用し、出来る限りごみを出さず、やむを得ず出すごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理、運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区のこと。

ゼロカーボンシティ

2050年に温室効果ガスの排出量又はCO₂を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方公共団体として公表した地方自治体のこと。

ゼロカーボンドライブ

太陽光や風力等の再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV等）を活用した走行時のCO₂排出量がゼロの自動車運転のこと。

ソーラーシェアリング

営農型太陽光発電のこと。農地に柱を立て上部空間に太陽光発電設備を配置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロになっている社会のこと。

トレーサビリティ

その製品がいつ、どこで、だれによって作られたのかを明らかにすべく、原材料の調達から生産、そして消費又は廃棄までを追跡可能な状態にすること。

バイオガス

微生物の力（メタン発酵）を使って、えさ（生ごみ・食べ残し等）、紙ごみ、家畜糞尿等から発生するガスのこと。

パリ協定

平成 27 年 12 月、パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、すべての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌平成 28 年に発行した。パリ協定では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を 2℃より十分下方に抑える(2℃目標)とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれた。

フードドライブ

家庭で余っている食品を回収し、福祉施設等に寄付する活動のこと。

モビリティサービス

自動車による移動や運搬をスムーズに行うサービスのこと。インターネットによるカーシェアリングや鉄道やバス、飛行機などの経路検索や料金の支払いをできるシステム

レジリエンス

防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使われるようになった概念のこと。

AI

人工知能のこと。これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作られた知能で可能にする技術のこと。

ESG

Environment（環境）Social（社会）Governance（法令順守）を組み合わせた言葉。気候変動や、人権問題等数多くの課題がある中で企業は環境・社会・法令順守の3つの視点で取組を行うこと。

EV

Electric vehicle（エレクトリック・ビークル）の略。電気を動力源として電動機（モーター）で走る自動車のこと。

GHG

Greenhouse Gas（グリーンハウス・ガス）の略。二酸化炭素の他を含めた温室効果ガスの総称のこと。

ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報・通信に関する技術一般の総称のこと。

IOT

Internet of Things（インターネット・オブ・シング）の略。「様々なものがインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指している。

kWh

キロワット時の略で、電力量を表す単位。毎秒1J（ジュール、後述のTJ参照）のエネルギーを生じさせる仕事率を1Wと表す。キロは、1,000倍を表すため1,000Wは、1kWとなる。この1kWの電力を1時間使用した時の電力量が1kWhである。

PPA

Power Purchase Agreement（パワー・パーチェス・アグリメント）の略。電気を利用者に売る電気事業者と発電事業者の間で結ぶ「電力販売契約」のこと。近年では、設備設置事業者が施設に太陽光発電設備を設置し、施設側は、設備で発電した電気を購入する契約（屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデル）を指すことが多い。施設側は、設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく再エネ電力を使用できる。

QOL

Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略で生活の質や人生の質を意味する。

RE100

グローバル企業・多国籍企業・国内での認知度の高い企業や電力消費量の大きな企業等「影響力のある企業」が、事業運営に利用する電気について100%再エネ電力で調達することを宣言する仕組みのこと。

TJ

Tera Joule（テラ・ジュール）の略で、エネルギー量を表す単位。1ジュールは物体に1ニュートン（N）の力を加え1m移動させたときの仕事量と定義される。なお、1Nは、1kgの質量をもつ物体に1m/s²の加速度を生じさせる力の単位である。テラ（T）は1兆倍（10¹²）を表す。

V2H

Vehicle to Home（ビークル・トゥ・ホーム）の略。電気自動車に蓄電された電気を家庭の電力として利用すること。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により出来る限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

加須市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）

ゼロカーボンシティ「かぞ戦略」

令和5年3月発行

発行 加須市

編集 環境安全部 環境政策課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話：0480-62-1111（代表）

FAX：0480-62-1934

メール：kankyo@city.kazo.lg.jp